

幼稚園・保育所などの 利用料(授業料・保育料)について

平成28年
4月から!



多子世帯への 減免・助成を 拡大します

モデルケース

(5歳以下の子どもは公立幼稚園・保育所などを利用)

年齢 ^{※1}	A家庭の場合	B家庭の場合	C家庭の場合
18歳			
17歳			●
<hr/>			
8歳 (小学3年生)			●
7歳 (小学2年生)			
6歳 (小学1年生)		●	
5歳	● 全額		● 無料
4歳			
3歳		● 全額 ^{※2}	
2歳	● 無料		
1歳		● 無料	
0歳			
	●の子どもは、 右記①に該当するため、 利用料が無料になります。	●の子どもは、 右記①②に該当するため、 利用料が無料になります。	●の子どもは、 右記②に該当するため、 利用料が無料になります。

※1 4月1日の年齢です。

※2 第1子が小学1～3年生で、第2子が幼稚園を利用している場合(認定子ども園を利用する1号認定の第2子を含む)、第2子の利用料が半額になる制度は変わりありません。

お問い合わせ こども園運営課(☎839・2358)

対象となる子ども

- ①同一世帯で、幼稚園・保育所などを同時に利用する子どもが複数いる場合、利用している子どものうち、最年長児以外の子ども
- ②同一世帯で、18歳未満の子どもが3人以上いる場合の第3子以降の子

拡大内容

●公立幼稚園・保育所など

①②どちらかに該当する子どもの利用料が無料になります。減免申請の手続きは必要ありません。
※子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園

●認可外保育施設

幼稚園は、実質的に無料となるように助成します。なお、実際に支払った利用料・入園料の合計額が補助限度額になるほか、国が定める就園奨励費補助金の補助限度額(平成27年度は30万8千円)を上限とします。申請手続きについては、利用中の施設を通じてご案内します。

①②どちらかに該当する子ども(①において、最年長児が認可外保育施設を利用する場合も含む)一人につき、月額2万円を上限に助成します。なお、実際に支払った利用料の合計額が、補助限度額になります。申請手続きについては、利用中の施設を通じてご案内します。

なお、この減免・助成の拡大については、本市の平成28年度予算編成などを経て年度末に確定しますので、今後変更になる可能性があります。